



感染対策研修会（交流会）

6月16日（火）、近隣の居宅支援事業所および介護施設を対象とした新型コロナウイルスに関する感染対策研修会（交流会）を実施しました。研修会では「3密」を回避するよう徹底し、近隣の事業所様にご参加いただき開催することができました。今回は新型コロナウイルスに関する基本的な感染対策や、当法人・施設での取り組みについて感染対策委員長および療養部長からお伝えさせていただきました。



その後、手洗い評価キットを用いて“普段の手洗い方法できちんと汚れが落ちているのか”を確認していただきました。まず専用のローションを手に塗り、いつもどおりの手洗いをしていただきます。手洗い後、ライトに手をかざすと洗い残した場所が光って見えますので、自分の洗い残しやすい場所を知り、今後改善することができるというものです。ご参加いただいた事業所様よりご意見を頂戴することができ、大変貴重な時間となりました。ありがとうございました。



重要

サービス利用中のご利用者様・ご家族様へお願い

お手持ちの保険者証の有効期限が近づいております。

新しい保険者証が届きましたら、下記の方法でご提示いただきますようお願いいたします。

- ・1F受付でご提示
- ・FAX (0798-32-1223) 送付
- ・コピーを郵送
- ・通所リハビリポーチの中に入れて持参（通所リハの方のみ）

| | 介護保険負担 限度額認定証 | 介護保険負担 割合証 | 後期高齢者医療 被保険者証 （後期高齢者医療限 度額適用・標準負担 額減額認定証） | 高齢障害者 医療費受給者証 | その他 |
|--------------------|---|---|---|---|--------------------------------|
| 見本 |  |  |  |  | 国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証・高齢受給者証等 |
| ※色・書式は市町村により異なります。 | | | | | |
| 対象者 | 入所・短期入所 市町村民税非課税世帯かつ預貯金等が一定額以下 | 利用者全員 | 75歳以上 65～74歳で一定程度障害のある方 | お持ちの方 | 75歳未満 |
| 有効期限 | 7月31日 | 7月31日 | 7月31日 | 6月30日 | |
| 更新手続き | 申請が必要 | 自動交付 | 自動交付 （限度額認定は申請が必要） | 自動交付（変更がある場合、申請が必要） | |

介護保険限度額認定証（食費・居住費の軽減制度）について

現在、認定を受けられている方は、市役所より申請用紙が郵送されます。お手続きをお願いします。今年度以降該当される方については各市町村にて新規申請の手続きをしてください。

7月中旬までには必ず申請をお願いします。ご提示がない場合、利用料軽減を受けることができません。

8月行事食の献立



※イメージですので、実際とは異なる場合がございます。

8月13日(木)

精進御膳
すまし汁
きゅうりとしその和え物
精進寿司 精進揚げ

施設行事



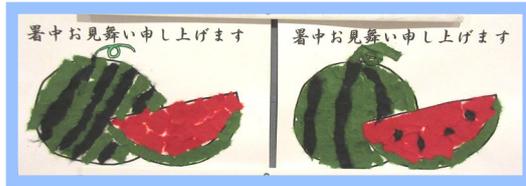
じめじめした蒸し暑い日が続いていますが、皆様体調はお変わりありませんか？

6月の行事は各フロアにてカップラーメンパーティーを行いました。

施設生活では普段あまり食べることのないインスタントラーメンを食べられてとても好評でした。

7月の行事はスイカ割り大会を予定しています。どうぞお楽しみに！

通所リハビリ 暑中お見舞い



6/9(火)～6/15(月)、通所リハビリにて暑中見舞いの葉書を製作しました。向日葵・スイカ・朝顔の3パターンからお好きな柄を選んでいただき、和紙を細かくちぎって作りました。見本通りに作る方やアレンジを加える方など様々で、どれも味があり素敵な作品となりました。



「いつ投函したらいいのかな？」
「人にあげるのはもったいないから、家に飾っておくわ。」など会話も弾んで、楽しいひとときとなりました。



リハビリ作品



通所リハ 水芭蕉



医療法人協和会 介護老人保健施設ウエルハウス西宮

〒662-0934 西宮市西宮浜4-15-1

電話：0798(32)1113 FAX：0798(32)1223